

総学庶第1640号 昭和52年11月25日

内閣総理大臣 福田 赳 夫 殿

日本学術会議会長 越 智 勇 一

(写送付先：総理府総務長官，科学技術庁長官，文部
大臣，大蔵大臣，厚生大臣)

医学教育制度の総合的運営及び体制の整備について(申入れ)

標記について，日本学術会議第73回総会の議決に基づき，下記のとおり申入れます。

記

次の事項について格別の配慮の上，その促進について十分な措置を講ぜられたい。

- 1 文部・厚生両省にまたがっている卒前・卒後の医学教育(歯学及び薬学を含む。)の計画の策定及び実施については，医師の生涯教育の理念に立脚した方針に基づき総合的な運営を行うこと。
- 2 医学教育の計画の策定及び実施並びに医学教育の研究開発については，学識経験者及び各関係機関の総意と意向に基づく総合的な運営体制を保障する機構(例えば医学教育審議会(仮称))を創設すること。

以上の措置を講ずる必要性について述べれば，次のとおりである。

我が国の医学における生涯教育は，医の倫理に立脚し，日進月歩の医学の発展に即応するために必須のものであるが，教育のカリキュラム，教育期間，卒後研修の方法，研修センターなど未解決の問題が多く残されている。

更に，医師増政策による医学部又は医科大学の新增設，総定員法による教育関連の人員不足等を含む我が国の医学教育を取りまく諸問題を考慮すれば，積極的かつ真しに，国をあげてより一層医学教育に取り組まなければならない必要性は，議論の余地のないところであろう。

この認識のもとに我が国の医学教育に対する教育・学術行政の現状をみると，必ずしも十分であるとはいえない。

特に，医学部又は医科大学は，他学部又は他大学に比して著しく異なる特殊性を有し，制度的にも卒前教育は文部省が，引き続いての医師国家試験及び卒後研修は厚生省がそれぞれ担当している。例えば免許取得後の卒後2年間の研修費を取り上げても国立大学は文部省から，その他の研修病院は厚生省からそれぞれ支給されている。このような事情は歯学部や歯科大学，薬学部や薬科大学に関してもほぼ同様である。

医療をして真に国民の信託にこたえ得るものにするためには，これらの医学教育の諸問題に対処する教育・学術行政の一元化を図り，医学教育を質的に向上させることが不可欠であると云える。

したがって，医の倫理及び生涯教育の理念に立脚して医学の卒前教育・卒後研修及び医師国家試験等に関する事項の審議，関係行政機関の上記事項に関する施策の総合調整並びに医学教育の研究開発を任務とする新たな構想に基づく何らかの機構(上述の医学教育審議会のようなもの。)の創設が必要であると考えらる。